

委託仕様書

1 件名

令和6年度機密文書随時再資源化処理業務委託

2 目的

発注者の機密文書（紙）を機密性の確保に努めたうえで処分（機密情報の除去）し、紙資源を再資源化することを目的とする。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 年間予定排出量、収集時期及び設置場所

別紙のとおり。

5 業務内容

本業務にあたり、機密文書とは、文書類、帳簿類、カード類、台帳類、その他非公開の書類（感熱紙、カーボン紙・ノーカーボン紙、写真等を含む場合がある）をいう。

また、回収ボックスとは、機密文書の一時収納を目的とした施錠されているボックスとし、回収ボックス内部には処分予定の機密文書を回収するための専用段ボールが設置されるものとする。回収ボックス設置可能面積は、W660×D500程度とする。

受注者は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 発注者の指定する場所に、回収ボックスを設置する。
- (2) 回収ボックス設置後、発注者の求めに応じ、回収ボックスに収納された機密文書を回収する。
- (3) 回収した機密文書は、溶解や破碎等処理を行い、物理的に文書としての機能を消滅させ、再資源化事業者に引き渡すなど、確実に紙資源を再資源化されるよう措置すること。

6 業務履行の際の遵守事項

(1) 業務全般

ア 業務の遂行にあたっては、文書の機密性を十分に認識し、情報漏えい等の事故がないよう万全の体制で実施すること。

イ 廃棄物の処理及びリサイクルに係る関係法令を遵守すること。

(2) 契約締結時

ア 作業計画書として、機密文書の処分方法及び再資源化処理までの流れ等についてあらかじめ発注者に届出を行い、その承認を得ること。届出の書式は、双方協議のうえ決定すること。

イ 個人情報取扱特記事項に係る必要書類を提出すること。

ウ 処理事業者が協力会社である場合、協力会社関係書類を添えて、発注者に申

し出のうえ承諾を得ること。

(3) 回収ボックスの設置

ア 契約締結日から30日以内に回収ボックスを別紙の設置場所に設置する。

イ 回収ボックスの製造等やむを得ないと認められる理由により、上記設置期間を超える場合は、双方協議の上、設置日を決定する。

(4) 収集及び運搬

ア 発注者は、各設置場所の回収ボックスの専用段ボールが満杯になったとき、別紙依頼文を作成し、受注者にメールで回収を依頼する。

イ 受注者は、発注者から依頼のあった機密文書の回収量に応じ、業務に必要な作業員及び収集運搬用車両を確保すること。

ウ 収集は発注者の依頼後5営業日以内とし、設置場所担当者立会いのもと受注者職員が回収し、車両へ積み込むものとする。積み込み後、当日の回収数量を記載した機密文書預かり書（任意書式）を発注者に提出する。

エ 機密文書の運搬には、文書の散逸及び盗難防止のため、箱型の荷台とし、情報漏洩の防止に必要な仕組みが施された専用運搬車を使用すること。

(5) 処分

ア 処分にあたって、機密保持に十分留意し、管理者の注意をもって行うこと。また、業務の遂行に際して知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。

イ 収集した機密文書は発注者に届け出た方法により速やかに処分を行い、受注者の責任において再資源化を完了すること。収集日当日中の処分ができない場合は、自社又は市に届け出ているISO/IEC 27001認証を取得している施設において、第三者の侵入が不可能かつ監視カメラ等で収集した機密文書の保管状態を常時確認できる環境下で保管するものとする。

ウ 受注者の定める禁忌品の混入について、事前に申し出等がある場合など、個別の対応が必要なものについては、別途協議とする。

7 契約方法、成果物及び委託料の支払い

(1) 業務に係る委託料は、次のとおりとする。

ア 回収ボックス1台当たりの月間使用料及び設置費用（月額）

イ 専用段ボール1箱（約20kg収納を想定）当たりの回収費用及び新規専用段ボール費用（月末時点実績による）

(2) 契約約款に定める成果物は、以下の各種書類とし、業務実施後、速やかに発注者に提出すること。各種書式は双方協議のうえ、決定すること。

ア 機密文書預かり書（任意書式）

収集日、収集場所及び引渡し箱数を記載した書面とする。

イ 再資源化処理証明書（任意書式）

処理施設で処理を行った内容（数量（箱数及び重量）／収集日／処分完了日／再資源化処理完了日等）を明示した書面とする

(3) 委託料の支払いは、受注者が毎月末までに当該月実施分の成果物を発注者に提出し、発注者による検査に合格したときに委託料を請求できるものとする。発注者は請求書を受領した日から30日以内に支払いを行う。

8 その他

- (1) 本市は、事前連絡の有無を問わず、指定する職員をこの業務に立ち合わせ、撮影させることができるものとする。
- (2) 本市は受注者に対し、必要に応じて、この業務の履行を撮影した映像等を提出させることがある。